

◎ 東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部改正

東日本旅客鉄道株式会社 IC カード乗車券取扱規則の一部を次のように改正し、2023年5月27日から施行する。ただし、第54条の改正規定については、2023年3月18日乗車となるものから適用する。

改正前	改正後
(前略)	(前略)
<p>(使用方法)</p> <p><b>第 22 条</b> 旅客は、IC カード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札（新幹線停車駅における新幹線用の <u>乗継改札機</u> での改札を含みます。以下同じ。）を受けて駅に入場し、同一の IC カード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。</p>	<p>(使用方法)</p> <p><b>第 22 条</b> 旅客は、IC カード乗車券を用いて乗車するときは、自動改札機による改札（新幹線停車駅における新幹線用の <u>乗換改札機（奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車並びに田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車の停車駅における乗換改札機を含みます。以下同じ。）</u> での改札を含みます。以下同じ。）を受けて駅に入場し、同一の IC カード乗車券により自動改札機による改札を受けて、駅から出場しなければなりません。</p>
(中略)	(中略)
<p>(取扱区間)</p> <p><b>第 23 条</b> IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p>	<p>(取扱区間)</p> <p><b>第 23 条</b> IC カード乗車券の取扱区間は、次の各号に定める区間又は駅の相互間とします。ただし、各号に定める区間又は駅をまたがって乗車することはできません。</p>
(中略)	(中略)
<p>(9) 別表第 3 号に定める区間内の各駅と別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）</p>	<p>(9) 別表第 3 号に定める区間内の各駅と別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能駅相互間（別表第 3 号の 2 に定める Suica 乗車可能区間を経由する場合に限ります。）</p> <p><u>(10) 別表第 3 号の 3 に定める区間</u></p> <p><u>(11) 別表第 3 号の 4 に定める区間</u></p> <p><u>(12) 別表第 3 号の 5 に定める区間</u></p>
<p>2 Suica 特別車両券の取扱区間は、別表第 4 号に定める区間とします。</p>	<p>2 Suica 特別車両券の取扱区間は、別表第 4 号に定める区間とします。</p>

改正前	改正後
(中略)	(中略)
(制限事項等)	(制限事項等)
<p><b>第 24 条</b> 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p>	<p><b>第 24 条</b> 1 回の乗車につき、2 枚以上の IC カード乗車券を同時に使用することはできません。</p>
(中略)	(中略)
<p>5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合（Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅から他の乗車券で入場する場合を除きます。）<u>及び新幹線に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。</u></p>	<p>5 他の乗車券と併用して使用することはできません。ただし、Suica 定期乗車券においては券面表示区間内の駅、Suica 企画乗車券においては券面表示区間内の駅又は有効区間内の駅を発駅又は着駅とする乗車券を併用する場合（Suica 時差通勤定期乗車券においては、ピーク時間帯設定駅から他の乗車券で入場する場合を除きます。）<u>又は新幹線、奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車若しくは田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車</u>に有効な乗車券類と併用して新幹線用の乗換改札機を使用する場合を除きます。</p>
<p>6 記名 Suica は、記名人以外が IC カード乗車券として使用することはできません。</p>	<p>6 記名 Suica は、記名人以外が IC カード乗車券として使用することはできません。</p>
<p>7 新幹線の特別急行列車<u>及び奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車</u>には、次の各号に定める場合を除き乗車できません。</p>	<p>7 新幹線の特別急行列車、<u>奥羽本線福島・新庄間に運転する特別急行列車並びに田沢湖線及び奥羽本線大曲・秋田間に運転する特別急行列車</u>には、次の各号に定める場合を除き乗車できません。</p>
<p>(1) 当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の<u>新幹線</u>停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p>	<p>(1) 当社が別に定めるところにより、別表第 5 号に規定する取扱区間内の<u>特別急行列車</u>の停車駅相互間を Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p>
<p>(2) 第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p>	<p>(2) 第 26 条第 4 項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券を使用して乗車する場合</p>
<p>(3) 前各号のほか当社が別に定めるところにより乗車する場合</p>	<p>(3) 前各号のほか当社が別に定めるところにより乗車する場合</p>
(中略)	(中略)

改正前	改正後																		
<p>(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方)</p> <p><b>第 54 条</b> Suica 乗車券、Suica 定期乗車券（ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。）又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。）に対する IC 運賃を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica 入場サービスの取扱方)</p> <p><b>第 54 条の 2</b> 前条第 3 項の規定にかかわらず、Suica 乗車券を使用して入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして取り扱い、自動改札機による改札を受けて出場したときに、当該入場駅における旅客規則第 295 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する料金を SF 残額から減算します。ただし、簡易 Suica 改札機から出場する場合 <u>及び新幹線用の改札機並びに</u>他の鉄道会社線との接続駅に設置している乗換改札機を利用する場合を除きます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>別表第 3 号の 2</b> (第 23 条) 新潟附近の Suica 乗車可能区間及び Suica 乗車可能駅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">線 区</th> <th style="text-align: center;">Suica 乗車可能区間</th> <th style="text-align: center;">Suica 乗車可能駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上越線</td> <td style="text-align: center;">小千谷・宮内間</td> <td style="text-align: center;">小千谷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">信越本線</td> <td style="text-align: center;">直江津・宮内間</td> <td style="text-align: center;">直江津、柏崎</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅	上越線	小千谷・宮内間	小千谷	信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎	<p>(入場駅と同一駅で出場する場合の取扱方)</p> <p><b>第 54 条</b> Suica 乗車券、Suica 定期乗車券（ピーク時間帯設定駅においてピーク時間帯に入場した場合の Suica 時差通勤定期乗車券を除きます。）又は Suica 企画乗車券を使用して入場した後、任意の駅まで乗車し、出場することなく再び入場駅まで乗車して出場する場合は、第 38 条の規定にかかわらず、実際乗車区間（券面表示区間内又は有効区間内での乗車を除きます。）に対する IC 運賃 <u>(第 29 条の 2 の規定により IC 運賃と鉄道駅バリアフリー料金をあわせ収受する場合は、その合算額。以下この条において同じ。)</u> を支払い、当該 Suica 乗車券、Suica 定期乗車券又は Suica 企画乗車券の出場処理を受けなければなりません。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p>(Suica 入場サービスの取扱方)</p> <p><b>第 54 条の 2</b> 前条第 3 項の規定にかかわらず、Suica 乗車券を使用して入場後 2 時間以内に、乗車することなく同一駅で出場する場合、別表第 5 号の 4 に定める駅においては、Suica 入場サービスを利用するものとして取り扱い、自動改札機による改札を受けて出場したときに、当該入場駅における旅客規則第 295 条第 1 項第 1 号イ又はロに規定する料金を SF 残額から減算します。ただし、簡易 Suica 改札機から出場する場合 <u>並びに新幹線等用の改札機及び</u>他の鉄道会社線との接続駅に設置している乗換改札機を利用する場合を除きます。</p> <p style="text-align: center;">(中略)</p> <p><b>別表第 3 号の 2</b> (第 23 条) 新潟附近の Suica 乗車可能区間及び Suica 乗車可能駅</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">線 区</th> <th style="text-align: center;">Suica 乗車可能区間</th> <th style="text-align: center;">Suica 乗車可能駅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">上越線</td> <td style="text-align: center;">小千谷・宮内間</td> <td style="text-align: center;">小千谷</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">信越本線</td> <td style="text-align: center;">直江津・宮内間</td> <td style="text-align: center;">直江津、柏崎</td> </tr> </tbody> </table>	線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅	上越線	小千谷・宮内間	小千谷	信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎
線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅																	
上越線	小千谷・宮内間	小千谷																	
信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎																	
線 区	Suica 乗車可能区間	Suica 乗車可能駅																	
上越線	小千谷・宮内間	小千谷																	
信越本線	直江津・宮内間	直江津、柏崎																	

改正前			改正後																
越後線	柏崎・吉田間		越後線	柏崎・吉田間															
羽越本線	新発田・村上間	中条、坂町、村上	羽越本線	新発田・村上間	中条、坂町、村上														
			<p><b>別表第3号の3</b> (第23条) <u>盛岡附近のICカード乗車券取扱区間</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東北本線</td> <td><u>北上・盛岡間 (除く新幹線)</u></td> </tr> <tr> <td>釜石線</td> <td><u>花巻・新花巻間</u></td> </tr> <tr> <td>田沢湖線</td> <td><u>雫石・盛岡間 (特別急行列車に乘車する場合を除きます。)</u></td> </tr> </tbody> </table>			線 区	区 間	東北本線	<u>北上・盛岡間 (除く新幹線)</u>	釜石線	<u>花巻・新花巻間</u>	田沢湖線	<u>雫石・盛岡間 (特別急行列車に乘車する場合を除きます。)</u>						
線 区	区 間																		
東北本線	<u>北上・盛岡間 (除く新幹線)</u>																		
釜石線	<u>花巻・新花巻間</u>																		
田沢湖線	<u>雫石・盛岡間 (特別急行列車に乘車する場合を除きます。)</u>																		
			<p><b>別表第3号の4</b> (第23条) <u>青森附近のICカード乗車券取扱区間</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奥羽本線</td> <td><u>弘前・青森間</u></td> </tr> </tbody> </table>			線 区	区 間	奥羽本線	<u>弘前・青森間</u>										
線 区	区 間																		
奥羽本線	<u>弘前・青森間</u>																		
			<p><b>別表第3号の5</b> (第23条) <u>秋田附近のICカード乗車券取扱区間</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>羽越本線</td> <td><u>新屋・秋田間</u></td> </tr> <tr> <td>奥羽本線</td> <td><u>和田・追分間</u></td> </tr> <tr> <td>男鹿線</td> <td><u>追分・男鹿間</u></td> </tr> </tbody> </table>			線 区	区 間	羽越本線	<u>新屋・秋田間</u>	奥羽本線	<u>和田・追分間</u>	男鹿線	<u>追分・男鹿間</u>						
線 区	区 間																		
羽越本線	<u>新屋・秋田間</u>																		
奥羽本線	<u>和田・追分間</u>																		
男鹿線	<u>追分・男鹿間</u>																		
<p><b>別表第4号</b> (第23条) Suica特別車両券の取扱区間 (表省略)</p>			<p><b>別表第4号</b> (第23条) Suica特別車両券の取扱区間 (表省略)</p>																
<p><b>別表第5号</b> (第24条) 新幹線でのICカード乗車券取扱区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東北新幹線</u></td> <td>東京・那須塩原間、郡山・古川間</td> </tr> <tr> <td><u>上越新幹線</u></td> <td>大宮・上毛高原間、長岡・新潟間</td> </tr> <tr> <td>北陸新幹線</td> <td>高崎・上越妙高間 (ただし、安中榛名・上越</td> </tr> </tbody> </table>			線 区	区 間	<u>東北新幹線</u>	東京・那須塩原間、郡山・古川間	<u>上越新幹線</u>	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間	北陸新幹線	高崎・上越妙高間 (ただし、安中榛名・上越	<p><b>別表第5号</b> (第24条) 新幹線<u>等</u>でのICカード乗車券取扱区間</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>線 区</th> <th>区 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>東北本線 (新幹線)</u></td> <td>東京・那須塩原間、郡山・古川間、<u>北上・盛岡間</u></td> </tr> <tr> <td><u>高崎線 (新幹線)、上越線 (新幹線)</u></td> <td>大宮・上毛高原間、長岡・新潟間</td> </tr> </tbody> </table>			線 区	区 間	<u>東北本線 (新幹線)</u>	東京・那須塩原間、郡山・古川間、 <u>北上・盛岡間</u>	<u>高崎線 (新幹線)、上越線 (新幹線)</u>	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間
線 区	区 間																		
<u>東北新幹線</u>	東京・那須塩原間、郡山・古川間																		
<u>上越新幹線</u>	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間																		
北陸新幹線	高崎・上越妙高間 (ただし、安中榛名・上越																		
線 区	区 間																		
<u>東北本線 (新幹線)</u>	東京・那須塩原間、郡山・古川間、 <u>北上・盛岡間</u>																		
<u>高崎線 (新幹線)、上越線 (新幹線)</u>	大宮・上毛高原間、長岡・新潟間																		

改正前		改正後	
	妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券に限ります。) )		
		<u>線) 及び信越本線 (新幹線)</u>	
		北陸新幹線	高崎・上越妙高間 (ただし、安中榛名・上越妙高間は第26条第4項に規定する別に運送条件を定めた Suica 定期乗車券に限ります。)
		<u>田沢湖線</u>	<u>雫石・盛岡間</u>
別表第5号の2 (第23条の2) 取扱区間以外の特殊取扱駅		別表第5号の2 (第23条の2) 取扱区間以外の特殊取扱駅	
線 区	取扱箇所	線 区	取扱箇所
東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関・新青森間の各駅	<u>東北本線 (新幹線)</u> 及び 東北新幹線	新白河、くりこま高原、一ノ関、 <u>水沢江刺</u> 、 <u>いわて沼宮内</u> ・ <u>七戸十和田</u> 間の各駅
<u>上越新幹線</u>	越後湯沢、浦佐	<u>上越線 (新幹線)</u>	越後湯沢、浦佐
北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅	北陸新幹線	安中榛名・上越妙高間の各駅
上越線	ガーラ湯沢	上越線	ガーラ湯沢
田沢湖線	大曲、角館、田沢湖、 <del>雫石</del>	田沢湖線	大曲、角館、田沢湖
奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、かみのやま温泉、山形、天童、さくらんぼ東根、村山、大石田、新庄、 <del>秋田</del>	奥羽本線	米沢、高畠、赤湯、かみのやま温泉、山形、天童、さくらんぼ東根、村山、大石田、新庄
	(中略)		(中略)
別表第5号の4 (第54条の2) Suica入場サービスの取扱駅		別表第5号の4 (第54条の2) Suica入場サービスの取扱駅	
	(中略)		(中略)

改正前

3 新潟附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間
越後線	吉田、巻、内野・新潟間
弥彦線	東三条、吉田
磐越西線	新津、五泉
羽越本線	新津、新発田、中条、村上
白新線	新発田、豊栄・新潟間

別表第5号の5（第3条） ピーク時間帯設定駅及びそのピーク時間帯（東日本旅客鉄道株式会社）

（表省略）

改正後

3 新潟附近の取扱駅

線 区	取扱箇所
信越本線	柏崎、長岡、見附、三条、東三条、加茂、新津・新潟間
越後線	吉田、巻、内野・新潟間
弥彦線	東三条、吉田
磐越西線	新津、五泉
羽越本線	新津、新発田、中条、村上
白新線	新発田、豊栄・新潟間

4 盛岡附近の取扱駅

<u>線 区</u>	<u>取扱箇所</u>
<u>東北本線</u>	<u>北上、花巻、盛岡</u>
<u>釜石線</u>	<u>花巻</u>

5 青森附近の取扱駅

<u>線 区</u>	<u>取扱箇所</u>
<u>奥羽本線</u>	<u>弘前、新青森、青森</u>

6 秋田附近の取扱駅

<u>線 区</u>	<u>取扱箇所</u>
<u>奥羽本線</u>	<u>秋田、土崎、追分</u>
<u>男鹿線</u>	<u>追分</u>

別表第5号の5（第3条） ピーク時間帯設定駅及びそのピーク時間帯（東日本旅客鉄道株式会社）

（表省略）

改正前	改正後
(以下略)	(以下略)